

令和6年度事業報告書

「暴力のない安全で安心な島根」を実現するため、事業を

公益事業1 暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業
(①暴力相談事業、②救済事業)

公益事業2 暴力団排除のための広報啓発活動と地域・職域等における暴力団排除
活動への支援事業
(③広報啓発事業、④組織活動支援事業、⑤調査研究事業、⑥研修事業)

公益事業3 不当要求防止責任者講習事業
(⑦委託講習事業)

の3事業・7項目とし、島根県警察、島根県弁護士会及び各自治体や地域・職域の各暴
排関係機関・団体等と連携して推進した。

1 暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業 (定款第4条第1項の第3号・第6号・第9号)

実 施 事 項	実 施 概 要
①暴力相談事業	◎ 暴力相談受理体制 ○ 暴力相談委員の委嘱 暴力追放相談委員を計6名（弁護士2名、保護司1名、少年指導委員1名、元警察職員2名）を委嘱（任期2年）し、委嘱時の研修や「暴力追放相談員マニュアル」を作成配布するなど、相談受理体制の確立と連携強化を図った。 ※ 暴力相談委員委嘱式・研修会を実施（R6.7.15） ○ 暴力相談への的確な対応 暴力団照会にあたっては「照会担当者名簿」「誓約書」等を徴取するなど、セキュリティ対策を徹底するとともに、暴力相談の的確な受理・処理・照会対応などができる体制のもと、暴力団等反社会的勢力の排除に向けた対策を推進した。 ◎ 暴力相談受理・処理状況 暴力追放相談委員による企業・行政・県民からの暴力相談受理、松江市役所（消費・生活相談室）における「暴力団相談の日」（毎月第2金曜日）開設（継続）、不当要求防止責任者講習や各種会議・研修等あらゆる機会を活用して暴力相談を受理し、適切な助言・対応に努め、内容によっては警察・弁護士等への情報提供や引継なども行っている。 ○ 暴力相談件数（令和6年中）

	受理対応・処理件数（人数） 260件（455人） ※ うち属性照会：253件（448人） [前年比：－47件 －75人] ○ 暴力相談（照会外）の主な内容 ・ 物損事故で過失割合を認めない相手方への対応 ・ 購入した土地に居座り続け嫌がらせをする者への対応 ・ 契約書への暴排条項の盛り込み など7件（県警察への情報提供1件）
②救済事業	◎ 被害者保護活動 ○ 監視カメラ・録画装置を整備（3機(セット)）。 ・ 1機は継続貸出中。(H20～松江署) ・ 令和6年度は、不当要求事案で1機を貸出（R3～R6） ○ その他 I C レコーダー（4機）を整備。 ◎ 被害者見舞金の給付 該当事案なし ◎ 使用差止請求関係業務 「暴力団事務所の使用差止請求関係業務」について、国家公安委員会から「適格都道府県センター」として認定（H26.7.3付）を受けている。 令和6年度中は、民事介入暴力対策研究会等において、制度の具体的対応要領の研修や他県事例の情報収集など事案対応に備えた。 ※ 警察庁の立入（R7.2.25）～指摘事項なし

2 暴力団排除のための広報啓発活動と地域・職域等における暴力団排除活動への支援 （定款第4条第1項の第1号・第2号・第4号・第5号・第8号）

実施事項	実施概要
③広報啓発事業	◎ 第32回暴力追放・銃器根絶県民大会の開催 令和6年度は、昨今の反社情勢を踏まえ、前回と同じく高校生等も参加しての「入口暴排」をテーマにした大会とした。開催に当たっては、広報用チラシ（1,000枚）、ホームページ等により広報し、広く県民に対して大会への参加を募った。 大会には、松江市内の高校2校のほか中学校2校がリモート参加した。 《開催概要》 ・ 開催日時 令和6年11月21日（木） ・ 開催場所 松江市 島根県民会館（中ホール）

	- 主 催 (公財) 島根県暴力追放県民センター 島根県銃器対策本部 島根県警察本部 - 後 援 島根県・島根県市長会・島根県町村会・松江市 - 参 加 者 自治体・企業・団体の代表者・一般参加者等約500人 - 大会概要 表彰 暴力団追放活動功労(1団体) 暴力団追放支援功労(9団体1個人) 大会宣言 特別講演 スクールカウンセラー 安永 智美 氏 演題 「犯罪・暴力団を生まない“入口暴排”は 子ども健全育成と非行防止」 ～救えたはずの子ども達から託された願い～ アトラクション 立正大浜南高校マーチングバンド部 SHONAN SAINTS										
	◎ 普及宣伝活動 ○ 広報啓発資料の作成配付 暴力団等反社会的勢力排除活動の啓発とあわせて、暴力追放県民センターの更なる認知度の向上を図るため、暴排資料等の作成や広報啓発用品を購入し、効果的に活用・配布した。 <table> <tr> <td>・ 機関紙「暴追しまね vol. 65」(6月)</td><td>3,000部</td></tr> <tr> <td>・ 機関紙「暴追しまね vol. 66」(2月)</td><td>3,000部</td></tr> <tr> <td>・ 冊子「行政・企業対象暴力の現状と対策」</td><td>1,200部</td></tr> <tr> <td>・ 暴力団追放ポスター</td><td>700枚</td></tr> <tr> <td>・ しまねっこメモ帳</td><td>1,500枚</td></tr> </table> 等。 ※ その他、独自ポスター2種(各1,000枚)、暴排ステッカー(1,500枚)を作成。令和7年度から配布。 ○ バス車内音声による広報 松江市営バスの循環線の車内アナウンス2ルート(3バス停)において、年間を通じ、センター業務内容(暴力相談・不当要求防止責任者講習等)を告知する広報を実施した。	・ 機関紙「暴追しまね vol. 65」(6月)	3,000部	・ 機関紙「暴追しまね vol. 66」(2月)	3,000部	・ 冊子「行政・企業対象暴力の現状と対策」	1,200部	・ 暴力団追放ポスター	700枚	・ しまねっこメモ帳	1,500枚
・ 機関紙「暴追しまね vol. 65」(6月)	3,000部										
・ 機関紙「暴追しまね vol. 66」(2月)	3,000部										
・ 冊子「行政・企業対象暴力の現状と対策」	1,200部										
・ 暴力団追放ポスター	700枚										
・ しまねっこメモ帳	1,500枚										
	◎ 表彰事業 令和6年度は、下記の表彰の受賞とセンター会長の表彰を行った。 ○ 警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長連名表彰 個人：1名 ○ 中国管区警察局長・中国ブロック内暴力追放運動推進センター連絡										

	協議会会長連名表彰 ・ 団体：2団体 ○ 「第32回暴力追放・銃器根絶島根県民大会」におけるセンター会長（島根県知事）表彰 ・ 暴力団追放活動功労表彰状（1団体） ・ 暴力団追放支援功労感謝状（9団体1個人） ※ 4団体・個人は、別途贈呈。
④ 組織活動支援事業	◎ 暴力団排除（追放）協議会等の既存の組織の見直し 既存組織に対しては、継続的に暴力団排除講演や暴力団照会等への対応による暴力団排除対策を推進した。 実態に即して、組織の統廃合を県警察とも検討しているが、具体的な見直しまでには至っていない。 ◎ 県内各自治体、各企業・事業所、暴力団排除団体等の行う暴力団等反社会的勢力からの不当な要求等に対する的確な対応及び県警察と連携による暴力団排除活動への支援を行った。 ○ 企業・団体等への活動支援 ・ 企業防衛連絡協議会、損害保険警察連絡協議会、生命保険防犯協力会、証券・銀行等暴力排除団体、雲南建設業暴力追放協議会など協議会・団体への会合出席及び暴力団排除資料の提供等を実施 ・ 暴力排除・不当要求対応DVDの貸出し（12回） ・ 暴力団排除資料の提供 ・ 暴力団追放ポスター、暴力排除ステッカー等の配付 ・ 暴力相談、暴力団等反社会的勢力に関する情報連絡 ◎ 少年対策支援 ○ 少年指導員に対する指導 島根県少年指導委員連絡協議会に出席し、少年を取り巻く反社会的勢力の実態とセンターによる支援内容などについて説明した。 ○ 部外講師による講演 暴力追放・銃器対策県民大会でのスクールカウンセラーによる「入口暴排」と少年非行防止についての講演を行った。 ○ その他 島根県青少年健全育成会議への活動助成（賛助会員） ◎ 暴力団離脱支援 ○ 「島根県暴力団社会復帰対策協議会総会」の開催 《開催概要》 ・ 開催月日 令和7年1月20日（月） ・ 参加機関 島根労働局、県雇用政策課、松江公共職業安定所、松江

	刑務所、松江保護観察所等雇用政策機関、矯正保護機関等10機関 ・協議等 各機関における暴力団の社会復帰に向けた対策と現状などについて情報共有し、「広域連携協定」の運用、協力雇用主（登録事業所）の更なる拡大や各機関が保有する協力事業所の共有など暴力団離脱・就労支援等社会復帰対策への支援協力体制についての意思統一した。
⑤研修事業	◎ 島根県少年指導委員研修会 島根県少年指導委員研修会において、警察本部少年女性対策課及び組織犯罪対策課と連携し、暴力団情勢のほか ・ 暴力排除資料の提供 ・ 少年に絡む暴力団情報の提供 等により少年指導委員との連携強化を図った。 〈研修会〉令和6年6月6日（月） 島根県警察本部 ◎ 「島根県民事介入暴力対策研究会」（民暴研究会）の開催 警察本部、島根県弁護士会民事介入暴力対策委員会、暴追センターで構成する民暴研究会に出席し、三者間の情報交換や不当要求事例をテーマとしての事例研究など実務能力の向上と三者連携の強化を図った。 ※ 開催日 令和7年1月28日（金） ◎ 全国、中国ブロック内研修会等への参加 ・ 暴力追放相談委員・不当要求防止責任者講習担当者研修（4/25：東京） ・ 暴追センター専務理事・事務局長研修会（9/25：東京） ・ 中国ブロック暴追センター連絡協議会（7/25：広島） ・ 反社会的勢力対策セミナー（10/29：東京） 等への参加により、全国の暴力団情勢や暴力団等反社会的勢力の資金源活動の現状・暴力団への損害賠償請求、暴力団事務所撤去訴訟の対応、等について研修したほか法人運営に関する課題等についての他県施策を研修し、各県センターとの情報交換も行ない連携を強化した。 ◎ 研修（講演）の実施 各暴排協力会、県内企業等の要請による暴力団情勢や不当要求に対する対応要領等に関する研修（講演）を合計14回（対象人員443人）実施し、地域・職域における暴力団排除対策の徹底を図った。
⑥調査研究事業	◎ 暴力団等反社会的勢力の動向調査と分析 関係機関、全国センター、各都道府県センター等との連携を強化して、最新の暴力団等反社会的勢力の動向・情勢を把握し、各種暴力団対策に

	効果的に活用したほか、不当要求防止責任者講習等を通じて、受講者からの聞き取り等より、講習のあり方、暴力団対策の問題点等の把握に努めた。 また、事務規程も適宜確認し、現状との矛盾、上位法令や他規程との整合等についても誤りのないよう留意している。
--	---

3 不当要求防止責任者講習事業

(定款第4条第1項第7号)

実 施 事 項	実 施 概 要
⑦委託講習事業	◎ 不当要求防止責任者講習会の開催 【島根県公安委員会委託事業】 令和6年度計画 41回 1,470人 ○ 実施状況 開催回数 39回(前年度比-3回) 受講者数 1,008人(〃 +82人) 聴講者数 227人(〃 +20人) 総 数 1,235人(〃 +102人) ※ 受講達成率は68.6%(前年度62.6%) (内 訳) - 行政機関の職員 島根県職員、国交省職員、松江市・安来市・雲南市・出雲市・大田市・江津市・浜田市・益田市・奥出雲町・川本町・邑南町・美郷町・津和野町・吉賀町の各職員など 開催数 18回(前年度比-3回) 受講者 423人(〃 -19人) 聴講者 213人(〃 +33人) - 企業・事業所等 建設・金融・郵便・運輸・不動産・飲食・保険 等 開催数 21回(前年度比±0回) 受講者 585人(〃 +101人) 聴講者 14人(〃 -13人) ◎ 講習内容の充実 ○ 令和2年度から、より法的専門性の高い講習を目的に、弁護士(民事介入暴力対策委員会)の講演を導入し、講習の充実を図っている。 令和6年度は5回実施した。(松江2回・出雲1回・浜田1回・益田1回)

	○ ロールプレイング、暴排DVD等の活用 DVDを活用した視聴覚効果にも配慮した講習に努めた。 また、実戦的講習とするため、多くの講習でロールプレイングを積極的に実施し好評を得た。 ◎ 講習を利用した活動 ○ 暴力相談の受理 ○ 賛助会員の募集
--	---